



山形県公報

令和6年3月6日(水)

号外(3)

目次

告示

○知事指定薬物の指定……………(健康福祉企画課)…1

告示

山形県告示第152号

山形県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例(平成27年12月県条例第63号。以下「条例」という。)第13条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定する。

令和6年3月6日

山形県知事 吉村美栄子

1 知事指定薬物の名称

- (1) (8R)-N-メチル-N-(プロパン-2-イル)-6-メチル-9,10-ジデヒドロエルゴリン-8-カルボキシアミド及びその塩類(通称名MiPLA、MIPLA、N-Methyl-N-isopropyl lysergamide)
- (2) 2-{ [(4-ブトキシフェニル)メチル]-5-ニトロ-1H-ベンゾ[d]イミダゾール-1-イル}-N,N-ジエチルエタン-1-アミン及びその塩類(通称名Butonitazene)
- (3) 1-(ベンゾ[d][1,3]ジオキサール-5-イル)-2-(プロピルアミノ)ブタン-1-オン及びその塩類(通称名N-Propylbutylone、Putylone、bk-PBDB)

2 指定の理由

条例第2条第7号に掲げる薬物に該当し、県内において濫用されるおそれがあると認められるため

3 指定の効力が生ずる日

令和6年3月7日

令和6年3月6日印刷 発行所 山形県庁
令和6年3月6日発行 発行人 山形県